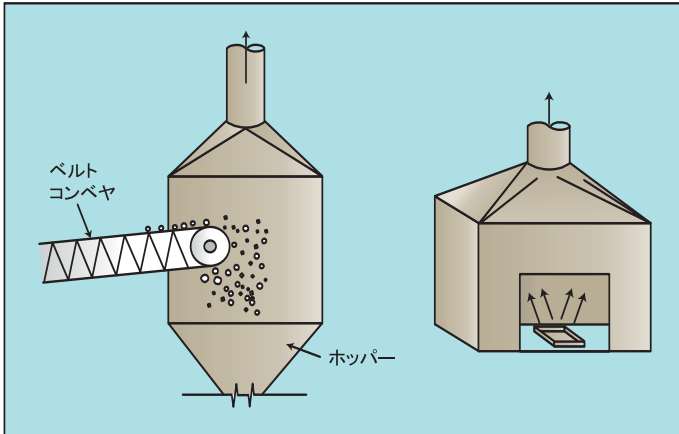
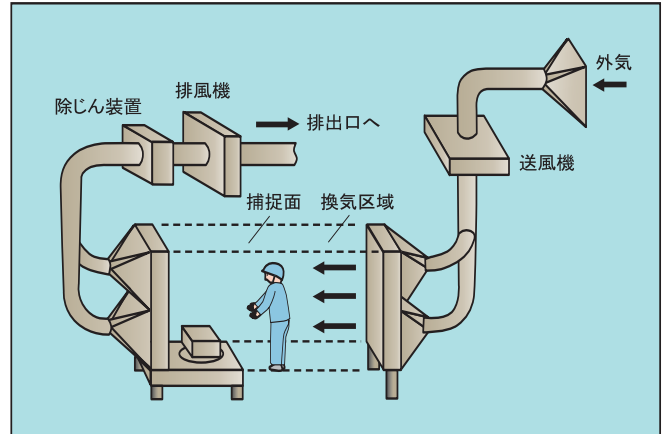


3 除じん装置の設置

対象物の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒、局所排気装置、プッシュプル型換気装置には、粉じんの粒径に応じた除じん装置を設けること(特化則第9条)



局所排気装置(囲い式)の例



プッシュプル型換気装置(開放式・水平流)の例

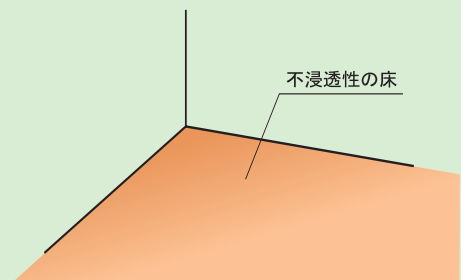
漏えい防止のための措置等

新規

①以外は平成21年4月1日より適用
①は平成22年4月1日より適用

対象物を製造し、又は取り扱う設備からの漏えい事故等による労働者の健康障害を予防するため、次のような措置を講じなければなりません。

- ① 不浸透性の床の設置(特化則第21条)
- ② 設備の改善等の作業時の措置(特化則第22条及び第22条の2)
- ③ 立入禁止措置(特化則第24条)
- ④ 適切な容器の使用等(特化則第25条)



作業主任者

新規

平成23年4月1日より適用

(特化則第27条及び第28条)

対象物を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなくてはなりません。

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、又は吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。

